



事業所税の手引

～ 相模原市 ～

I	事業所税の概要としくみ	P. 1
	○申告義務（資産割・従業者割）の判定	
	1. 課税対象	
	2. 納税義務者	
	3. 課税標準の算出	
	4. 税率	
	5. 免税点	
	6. 非課税	
	7. 課税標準の特例	
	8. 減免	
	9. みなし共同事業	
	10. 税額の算出（端数処理等）	
II	事業所税の非課税	P. 16
	1. 人的非課税	
	2. 用途非課税	
	3. 非課税の判定日	
III	事業所税の課税標準の特例	P. 24
	1. 課税標準の特例の控除対象施設	
	2. 課税標準の特例の判定日	
IV	事業所税の減免	P. 27
	1. 減免対象施設	
	2. 減免の判定日	
	3. 減免の申請	
V	事業所税の申告と納付	P. 28
	1. 申告・納付方法	
	2. 延滞金及び加算金	
VI	お問い合わせ先	P. 30

※ 申告書等の押印廃止について ※

事業所税申告書（第44号様式）については、令和3年4月から押印を廃止し、記名のみとなりました。なお、相模原市では、申告書の押印の廃止に先立って、事業所等の新設・廃止申告書（第93号様式）、事業所用家屋の貸付申告書（第94号様式）等の申請書については、令和3年1月から押印を廃止しています。

【留意事項】

- ・ 事業所税の申請書等の様式に押印欄等が記載されている場合でも、押印は不要です。
- ・ 押印が不要な申請書等に押印されている場合でも、これまでどおり有効なものとして取り扱います。

I 事業所税の概要としくみ

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるために、昭和50年度に創設された目的税です。事業所税は、事業所等の床面積を対象とする「資産割」と従業者の給与総額を対象とする「従業者割」とに分かれています。

事業所税の用途 事業所税は、次に掲げる事業に要する費用に充てます。(法第701条の73)

- (1) 道路、都市高速鉄道、駐車場その他の交通施設の整備事業
- (2) 公園、緑地その他の公共空地の整備事業
- (3) 水道、下水道、廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業
- (4) 河川その他の水路の整備事業
- (5) 学校、図書館その他の教育文化施設の整備事業
- (6) 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業
- (7) 公害防止に関する事業
- (8) 防災に関する事業
- (9) 以上のほか、市街地開発事業その他の都市環境の整備及び改善に必要な事業で一定のもの

課税団体 事業所税の課税団体は、次のとおりです。【令和5年4月1日現在 77団体】

- (1) 東京都(特別区)
- (2) 地方自治法第252条の19第1項の市(20市)
札幌市、仙台市、新潟市、千葉市、さいたま市、**横浜市**、**川崎市**、**相模原市**、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市
- (3) 首都圏整備法に規定する既成市街地を有する市(3市)
川口市、武蔵野市、三鷹市
- (4) 近畿圏整備法に規定する既成都市区域を有する市(5市)
守口市、東大阪市、尼崎市、西宮市、芦屋市
- (5) 人口30万人以上の政令で指定する市(48市)
旭川市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、所沢市、越谷市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、八王子市、町田市、**横須賀市**、**藤沢市**、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市、四日市市、大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、姫路市、明石市、奈良市、和歌山市、倉敷市、福山市、高松市、松山市、高知市、久留米市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市

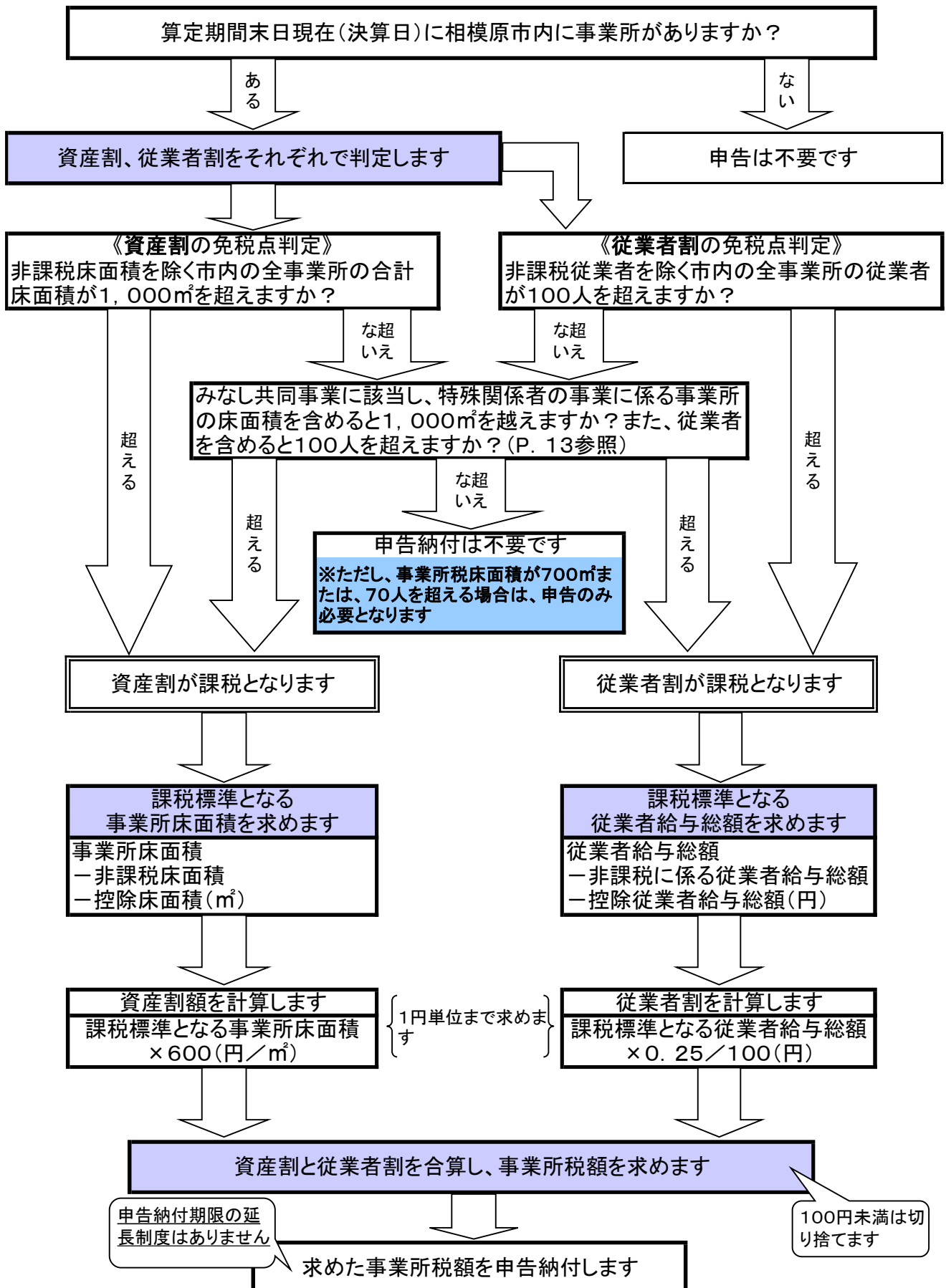
※太字は神奈川県内5団体

事業所税の構成

	事業所税	
	資産割	従業者割
納税義務者	事務所又は事業所において事業を行う法人・個人	
課税標準	市内事業所用家屋等の合計床面積(m ²)	算定期間中に支払われた従業者の給与総額(円)
税率	1m ² あたり600円	0.25/100
免税点	合計床面積1,000m ² 以下 【※非課税にかかる面積は除く】	合計従業者数100人以下 【※非課税にかかる者を除く】
徴収方法	申告納付	
納付期限	事業年度終了の日から2ヶ月以内【法人】 ・ 翌年の3月15日【個人】	

注) 市条例により、免税点以下でも市内の事業所等床面積が700m²超、又は従業者数が70人超の場合は申告書を提出していただきます。免税点の判定等については、課税標準の算定期間の末日の現況で判断します。

事業所税の申告義務の判定



1 課税対象

事業所税の課税対象は、事務所又は事業所（以下「事業所等」という。）において、法人又は個人の行う事業です。

○ 事業所等の範囲

事業所等は、自己の所有に属するものであるか否かを問わず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であり、そこで継続して事業が行われる場所をいいます。したがって、事務所・店舗・工場等のほか、これに付属する倉庫・材料置場又は車庫等も事業所等の範囲に含まれます。

※留意事項

- (1) 人的設備がない施設（無人の倉庫等）であっても、市内又は市外に管理する事務所等があれば、その管理に属する事業所等として取り扱います。
- (2) 社宅、社員寮等の住宅は、人の居住の用に供されるものなので、事業所等には該当しません。
- (3) 設置期間が2～3ヶ月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられる現場事務所、仮小屋等は、事業に継続性がないため事業所等としては取り扱いませんが、店舗等の建替えのために設けられた仮店舗等については、当該店舗等の設置期間が短くても事業の継続性が認められるため、事業所等に含まれます。
- (4) 建設業における現場事務所等、臨時的かつ移動性を有する仮設建築物で設置期間が1年未満のものについては、事業に継続性が認められないため事業所等としては取り扱いません。

【注】 事業所等は、経営主体が同一で、同一敷地内に所在し効用上一体として使用される家屋全部が1単位となります。したがって、敷地内で事業用家屋の増床・減床があっても、事業所税は月割で計算を行わず、決算期の現況で課税を行うこととなります。

○ 事業の範囲

事業とは、物の生産、流通、販売、サービスの提供等に係る全ての経済活動をいいます。また、事業所等において行われる事業とは、事業所等の区域内で行われるもののほか、その区域外で行われる外交員のセールス活動等も含まれます。

2 納税義務者

事業所税の納税義務者は、相模原市内に所在する事業所等において事業を行う法人又は個人です。

例えば、貸ビル等については、その所有者ではなく、そこを借りて実際に事業を行っている者（以下「テナント」という。）が納税義務者となります。

※留意事項

- (1) 人格のない社団等は、法人とみなされ、収益事業を行う範囲内において納税義務者となります。
- (2) 2以上の者が共同して事業を行う場合、各事業者の課税標準は個々に算定しますが、各々連帯納税義務が課されます。
- (3) ①特殊関係者の事業とその②特殊関係者を有する者の事業とが同一の家屋内で行われている場合、当該①の事業は②の共同事業とみなされ、連帯して納税義務を負うこととなります。
- (4) 清算中の法人は、その清算の業務を行う範囲内において納税義務者となります。
- (5) 事業所等において事業を行う者が単なる名義人であって、他の者が事実上その事業を行っていると思われる場合は、事実上その事業を行っている者が納税義務者となります。
- (6) 他法人に一部事業を委託していて、委託業者の実施が他法人の事業所及び従業員によって行われている場合は、当該受託法人が納税義務者となります。

なお、自社の事業所内で他法人の従業者に事業を受託する場合、事業所等の一部について賃貸借契約等により専用して使用できる状態で独立した他法人の事業所等と認められるものを除き、当該委託者である法人が資産割の納税義務者となります。

○貸ビル等…テナントが納税義務者となりますので、貸主は「事業用家屋の貸付にかかる申告書」の提出が必要となります。

○貸ビル等内の駐車場について…月極契約などでテナントの使用部分が特定される場合は、テナントが当該部分の納税義務者となります。(車路等の共用部分は、あん分することになります。)

また、店舗等に付設されたお客様専用駐車場や時間貸駐車場などの場合は、その店舗や時間貸駐車場の経営者(駐車場の管理責任を負う者)が納税義務者となります。

○デパート等のケース貸し…ケース貸しにかかる部分は、当該床面積において賃貸借契約が締結され、賃借人が当該部分の使用権を有する場合を除き、デパート等の経営者が資産割の納税義務者となります。

3 課税標準の算出

事業所税は、事業所床面積を課税標準とする「資産割」と従業者給与総額を課税標準とする「従業者割」の合算額からなり、各々次のとおりです。

(1) **資産割**の課税標準は、課税標準の算定期間の末日における相模原市内の各事業所等の合計事業所床面積です。なお、課税標準の算定期間の中途において事業所等を新設又は廃止した場合の課税標準は、月割計算により算定します。(法701条の40第2項)

また、課税標準の算定期間の月数は、暦に従って計算し1月に満たない端数を生じたときは、切り上げて1月とします。(法701条の40第3項)

【算出】資産割の課税標準となる床面積は ①-②-③ となります。

- ① 市内事業所の総床面積
- ② 非課税にかかる事業所床面積
- ③ 課税標準の特例適用にかかる控除事業所床面積

ア **課税標準の算定期間**とは、法人は事業年度、個人の場合は次に掲げる(ア)～(エ)をいいます。

(ア) 1月1日から12月31日まで

(イ) 年の途中で事業を廃止した場合 1月1日から当該廃止の日まで

(ウ) 年の途中で事業を開始した場合 当該開始の日から12月31日まで

(エ) 年の途中で事業を開始し、その年の途中で事業を廃止した場合 当該開始の日から当該廃止の日まで

○ 月割計算の考え方

(A) **決算期の変更等、課税標準の算定期間の月数が12月に満たない事業所等**

$$\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数が12月に満たない場合の事業所床面積}} = \boxed{\text{課税標準の算定期間の末日現在における事業所床面積}} \times \frac{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}{12}$$

(B) **課税標準の算定期間の中途において「新設」された事業所等**

支店等を新設した場合は、新設の日の属する月の「翌月」から課税標準の算定期間の末日の属する月までの月割となります。

$$\boxed{\text{課税標準となる事業所床面積}} = \boxed{\text{課税標準の算定期間の末日現在における事業所床面積}} \times \frac{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}{12} \times \frac{\boxed{\text{新設の日の属する月の翌月から課税標準の算定期間の末日の属する月までの月数}}}{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}$$

(例) A社(年1回12月31日決算)は事業年度途中の8月25日にa支店(1,200㎡)を新設した場合

$$\boxed{\text{a支店分の課税標準となる事業所床面積}} = 1,200\text{㎡} \times \frac{12\text{月}}{12\text{月}} \times \frac{\boxed{\text{9月から12月までの4月間}}}{12\text{月}} = 400\text{㎡}$$

(C) 課税標準の算定期間の中途において「廃止」された事業所等

課税標準の算定期間の開始の属する月から、廃止の日の属する月までの月割りとなります。

$$\boxed{\text{課税標準となる事業所床面積}} = \boxed{\text{廃止の日における事業所床面積}} \times \frac{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}{\boxed{12}} \times \frac{\boxed{\text{課税標準の算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数}}}{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}$$

(例) B社(年1回3月31日決算)は、事業年度途中の5月15日にb支店(1,800 m²)を廃止しました。なお、B社は算定期間の末日現在、市内の合計床面積(非課税分を除く)が免税点(1,000 m²)を超えています。

$$\boxed{\text{b支店分の課税標準となる事業所床面積}} = 1,800 \text{ m}^2 \times \frac{12 \text{ 月}}{12 \text{ 月}} \times \frac{\boxed{\text{4月から5月までの2月間}}}{12 \text{ 月}} = 300 \text{ m}^2$$

(D) 課税標準の算定期間の中途において「新設」された事業所等で当該課税標準の算定期間の中途において「廃止」された事業所等

$$\boxed{\text{課税標準となる事業所床面積}} = \boxed{\text{廃止の日における事業所床面積}} \times \frac{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}{\boxed{12}} \times \frac{\boxed{\text{新設の日の属する月の翌月から廃止の日の属する月までの月数}}}{\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}}$$

(例) C社(年1回12月31日決算)は事業年度途中の8月25日にc支店(1,200 m²)を新設し、同年12月25日に廃止しました。なお、C社は算定期間の末日現在、市内の合計床面積(非課税分を除く)が免税点(1,000 m²)を超えています。

$$\boxed{\text{c支店分の課税標準となる事業所床面積}} = 1,200 \text{ m}^2 \times \frac{12 \text{ 月}}{12 \text{ 月}} \times \frac{\boxed{\text{9月から12月までの4月間}}}{12 \text{ 月}} = 400 \text{ m}^2$$

イ **事業所床面積**とは、事業所用家屋の延べ床面積をいいますが、2以上の事業者が使用している家屋又は一部を居住の用に供している家屋で、これらに係る共同の用に供する部分(以下「共用部分」という)があるときは、その事業者が専ら使用する部分(以下「専用部分」という)の床面積に、その事業者の専用部分の床面積を各事業者の専用部分の床面積の合計で除して得たものに共用部分の床面積を乗じて得た面積を加えたものが、当該事業者の事業所床面積となります。

$$\boxed{\text{当該事業者の事業所床面積}} = \boxed{\text{当該事業者の専用部分の床面積}} + \boxed{\text{共用部分の床面積}} \times \frac{\boxed{\text{当該事業者の専用部分の床面積}}}{\boxed{\text{専用部分の床面積の合計}}}$$

○ **事業所税における家屋**…固定資産税における家屋をいい、不動産登記法上の建物とも原則として同じですが、具体的には屋根及び外壁又はこれに類するものを有し、土地に定着した建造物で、その目的とする用途に供し得る状態にあるものをいい、登記の有無は問いません。

- 共用部分…各事業所等の共同の用に供する部分をいうものですが、具体的には廊下、階段、機械室、電気室、エレベーター室、エレベーター前ホール等が含まれます。

(例) 共用部分の計算

		1棟の床面積	7,200㎡			
内 訳	専 用 部 分	A社(4~6F)	3,000㎡	}	A社(事務所) 3,000㎡	
		B社(2, 3F)	2,000㎡			
		住宅(1F)	1,000㎡			
	共用部分(廊下、階段、搭屋)	1,200㎡				
					ビル搭屋	
					6F	
					5F	
					4F	
					3F	
					2F	
					1F	
					住宅 1,000㎡	
					共用部分 1,200㎡	

この場合におけるA社及びB店の事業所面積は、次のとおりです。

$$\begin{aligned} \text{A社の事業所床面積} &= 3,000\text{㎡} + \left[1,200\text{㎡} \times \frac{3,000\text{㎡}}{3,000\text{㎡} + 2,000\text{㎡} + 1,000\text{㎡}} \right] = 3,600\text{㎡} \\ \text{B店の事業所床面積} &= 2,000\text{㎡} + \left[1,200\text{㎡} \times \frac{2,000\text{㎡}}{3,000\text{㎡} + 2,000\text{㎡} + 1,000\text{㎡}} \right] = 2,400\text{㎡} \end{aligned}$$

◎ 事 例

○ 事業年度の中で事業所等を増設した場合について

(問) 事業年度の中で、事業所内にさらに一棟事業所用家屋を増設しました。この場合の増設した事業所用家屋は、月割で課税標準を計算するのですか。

(答) 事業所等とは、一区画を占めて経済活動を行う場所をいいます。したがって、同一の敷地内であれば、経営主体が同一である限り、一区画とみなして一単位の事業所等として取扱うこととなります。一の事業所内における事業所床面積の拡張、縮小等は、単なる床面積の異動であることから月割課税は行わないものであり、事業年度の末日近くになって事業所床面積が急増した場合でも、事業年度末日現在の事業所床面積で課税されることとなります。

※ 月割課税は、支店、営業所等そこで一単位の事業が行われると認められるようなものの新設、廃止があった場合に行われます。

○ 休止中の施設に対する資産割の課税について

(問) 建物は現存しているが、操業を縮小しているため、事業年度中一度も使用していない工場、事務所があります。これらについても資産割は課税されますか。また、施設のうち、その一部分のみを使用している場合にもその全部について課税されるのですか。

(答) 事業所床面積のうち、課税標準の算定期間の末日以前6月以上事業を休止していたと認められる施設に係るものは課税標準に含まれません。したがって、一の建物のうち一部しか使用していない(例えば、3フロアのボーリング場で1フロアのみしか使用していないもの)についても、同様の基準により、6月以上使用していない部分は課税標準に含まれません。

なお、免税点の判定においては、当該休止している事業所用家屋又は休止部分の事業所床面積を含めたもので判定します。

○ 休止中の施設の意義について

(問) 工場内の一部の機械等について、操業を停止したが、この部分について資産割は課税されますか。

(答) 事業所床面積のうち、課税標準の算定期間の末日以前6月以上休止していたと認められる施設に係るものは、課税標準に含まれません。

この場合、休止施設については、明確に休止部分の床面積が区画されている必要があり、現に操業は行っていない場合でも、これらの業務の用に供するための維持補修が行なわれ、いつでも操業できる状態にあるいわゆる遊休施設は該当しません。

なお、倉庫として使用している場合は、休止施設に該当しません。

○ 「新設の日」について

(問) 新しい工場の建築が4月20日に完了。5月10日から開設の準備(工場への機材の運搬等)を行い、6月1日から事業を開始しました。この場合、新設の日はいつになりますか。

(答) 新設の日は開設の準備を行った5月10日となります。新設の日とは、当該事業の開設準備を始めた日となります。事業を開始した日ではありませんのでご注意ください。

(2) 従業者割の課税標準は、課税標準の算定期間中に市内各事業者を支払われた従業者給与総額です。

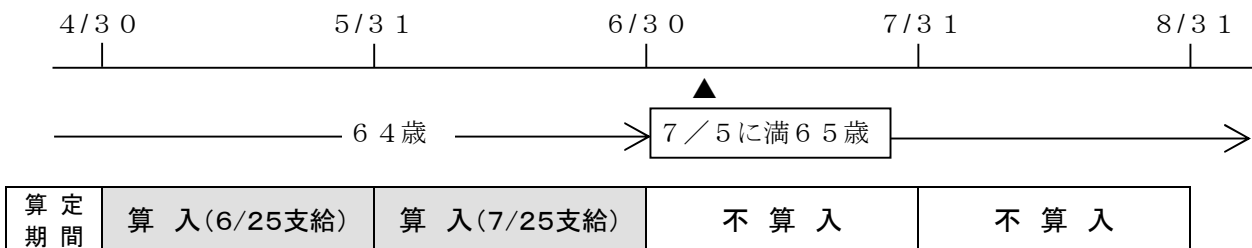
$$\boxed{\begin{array}{l} \text{従業者割の課税標準} \\ \text{となる従業者} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{従業者} \\ \text{給与総額} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{l} \text{非課税に係る} \\ \text{従業者給与総額} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{l} \text{課税標準の特例適用に} \\ \text{係る控除従業者給与総額} \end{array}}$$

ア 従業者には、一般の従業者のほか役員、日々雇用等の臨時の従業員も含まれます。ただし、障害者及び年齢65歳以上の者については、従業者から除かれます(障害者及び年齢65歳以上の者でも役員は含めます)。

《年齢等の判定について》

高齢者等の年齢、障害者雇用改善助成対象者の判定は、その方に対して給与等が支払われる時の現況(給与等の計算の基礎となる期間(月給・週給等)の末日)によります。

例) 毎月末が給与等の算定期間の末日で、支給日が25日である場合



イ 従業者給与総額とは、従業者に対して支払われる俸給、給料、賃金、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、所得税法上課税とされる通勤手当、ベースアップ差額分及び現物支給等の総額をいいます。退職給与金、年金、恩給等は含まれません。

(外交員その他これらに類する者の業務に関する報酬で所得税法上の事業所得に該当するものは含まれません)

(ア) 事業専従者控除額

事業所等の従業者のうち、事業専従者（地方税法第313条第4項に規定する者）がある場合には、その者に係る事業専従者控除額は従業者給与総額に含まれます。

(イ) 雇用改善助成対象者の給与等

年齢55歳以上65歳未満の者のうち、次の表に掲げる者（以下「雇用改善助成対象者」という。）は、免税点判定の対象となる従業者に含まれますが、その方に支払われる給与等の2分の1相当額は課税標準となる従業者給与総額に含まれません。（法第701条の31第1項5号）

雇 用 改 善 助 成 対 象 者 の 区 分	
1	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行令に基づき、高年齢者、障害者その他就職が特に困難な者の雇用機会を増大させるために行われる労働者の雇入れの促進に関する助成に係る者
2	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に規定する作業環境に適応させるための訓練を公共職業安定所長の指示により作業環境に適応させるための訓練を受けた者
3	本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法施行令に規定する雇用奨励金の支給に係る者

(ウ) 外交員報酬等

外交員その他これらに類する者の業務に関する報酬等で所得税における「給与等」に該当しない場合には、従業者給与総額に含まれません。

(エ) 船上勤務者等の給与等

常時船舶の乗務員である者など、その勤務すべき施設が事業所等に該当しない場合には、その者に支払われる給与等については、従業者給与総額に含まれません。

(オ) 出向従業者の給与等

一般的には、給与等を支払う事業所等の従業者給与総額に含まれますが、出向先が出向元に対して給与相当分を経営指導料等として支払っている場合で、当該経営指導料等が法人税の取扱い上給与として取扱われる場合は、出向先の従業者給与総額に含めます。この場合、当該経営指導料等の額を出向元の従業者給与総額から控除します。

また、出向従業者に係る給与等を出向元と出向先が一部ずつ支払っている場合は、それぞれが支払っている給与等がそれぞれの従業者給与総額に含まれます。

(カ) 派遣又は出張に係る者の給与等

外国又は他市町村に所在する事業所等に派遣されている従業者の給与等のうち、派遣期間に係る給与等は従業者給与総額に含まれません。

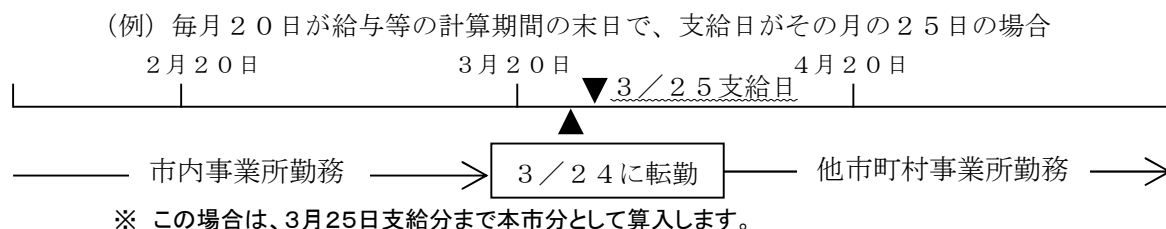
また、外国又は他市町村に所在する事業所等に出張している従業者の給与等については、当該出張が長期間にわたり派遣と同様に認められる場合を除き、従業者給与総額に算入されます。

(キ) 課税標準の算定期間の中途において「転勤」した者の給与等

その者に係る給与等の計算期間の末日（20日）現在に勤務する事業所等の給与総額に含まれます。

したがって、給与等の計算期間において相模原市内の事業所等に勤務しており、支給日（25日）に他市町村の事業所等に勤務していたとしても、その月に係る給与等は相模原市の事業所等の従業者給与総額に含まれます。

賞与については、原則として支給日において勤務すべき事業所等にかかる従業者給与総額に算入します。



(ク) **課税標準の算定期間の中途において障害者又は年齢65歳以上となった者の給与等**

課税標準の算定期間の中途において障害者又は年齢65歳以上となった者がいる場合は、その者に支払われる給与等のうち、障害者又は年齢65歳以上の者となった後に支払われる給与等については従業者給与総額に含まれません。

(ケ) **非課税又は課税標準の特例適用施設とその他の施設に併せ従事している従業者の給与等**

非課税又は課税標準の特例適用施設とその他の施設に併せ従事している従業者の非課税又は課税標準の特例の適用を受ける給与等とその他の給与等との区分については、それぞれの事業に従事した分量によってあん分することとされています。ただし、その分量が明らかでない場合はそれぞれに均等に従事したものとされています。(注)分量とは、勤務時間をいいます。

(コ) **課税標準の算定期間中において用途変更があった施設に勤務する者の給与等**

課税標準の算定期間のうち課税の対象となる施設に係る期間に支払われた給与等が従業者給与総額に含まれます。

◎ **参 考**

○ **従業者割における従業者の取扱い**

従業者の区分		免税点の判定における従業者の範囲	課税標準における従業者給与総額の範囲 (注1)
役員	数社の役員を兼務する役員	それぞれの会社の従業員に含める	それぞれの会社の従業者給与総額に含める
	無給の役員	従業者に含まない	—
	非常勤の役員	従業者に含める	従業者給与総額に含める
出向社員	出向元が給与を支払う	出向元の従業者に含める	出向元の従業者給与総額に含める
	出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当分を支払う	出向先の従業者に含める	出向先の従業者給与総額に含める
	出向元と出向先が一部負担	主たる給与等を支払う会社の従業者に含める	それぞれの会社の従業者給与総額に含める
派遣契約(派遣法)に基づく派遣社員		派遣元の従業者に含める (注2)	派遣元の従業者給与総額に含める (注2)
外国又は課税区域外への長期派遣(出張)		従業者に含まない	従業者給与総額に含まない
休職中の従業員		給与等が支払われている場合は従業者に含める	従業者給与に含める
中途退職者		従業者に含まない	退職時までの給与等は従業者給与総額に含める
保険の外交員		従業者に含める(事業所得のみを有する者を除く)	所得税法上の給与等は従業者給与総額に含める

常時船舶の乗組員	従業者に含めない	従業者給与総額に含めない
日々雇用等の臨時の従業者（アルバイト）	従業者に含める	従業者給与総額に含める
パートタイマー（注3）	従業者に含めない	従業者給与総額に含める

○ 出張、派遣、出向、パートタイマーの基準

出張	企業の従業者が、出張元の従業者としての雇用関係及び指揮監督関係を維持しつつ、通常勤務する事業所等と異なった事業所等において、出張元の企業のために労務の提供を行う。
派遣	派遣元の従業者としての雇用関係、指揮監督関係は維持されているが、就業規則等は派遣先の従業者と同様のものであり、労務の提供も本来的には派遣元のためでありながら事実上の勤務は派遣先にある。
出向	出向元企業と出向従業者の雇用関係を維持しながら、当該従業者の指揮監督権を出向先企業に賦与し、出向先企業において労務を提供させる。
パートタイマー（注3）	形式的な呼称ではなく、勤務の状態によって判定されるものであり、一般的には雇用期間の長短ではなく当該事業所の通常の勤務時間より相当短時間の勤務（通常の勤務時間の4分の3未満のもの）をすることとして雇用されているものであり、休暇、社会保険、賞与等からみても明らかに正規の従業者とは区別され、給与等が時間単位で定められていることを要します。

（注1）退職金、年金、恩給、所得税法上非課税とされる通勤手当等は含まれません。

（注2）課税区域外（相模原市外）への派遣は含めません。登録のみ（雇用契約なし）は含めません。

4 税率

- （1）資産割 事業所床面積1平方メートル当たり600円
- （2）従業者割 従業者給与総額の100分の0.25

5 免税点

（1）資産割

相模原市内に所在する各事業所等の事業所床面積（非課税部分を除く）の合計床面積が1,000㎡以下の場合には課税になりません。

① 免税点の判定

免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日の事業所床面積により行います。

なお、課税標準の算定期間の中途において廃止された事業所等に関する事業所床面積は、免税点の判定上除かれますが、市内の他の事業所等の床面積の合計が免税点を超過している場合には、課税標準となる事業所床面積には含まれます。

② 免税点判定上の留意事項

事業所床面積から非課税床面積を除いた事業所床面積で判定します。ただし、課税標準の特例床面積、減免に関する床面積は除かれませんので含めた面積で判定します。

(2) 従業者割

相模原市内に所在する各事業所等の従業者数の合計が100人以下（非課税に係る者を除く）の場合には課税になりません。

① 免税点の判定

免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日の従業者数により行います。

なお、課税標準の算定期間の中途において退職した従業者は、免税点の判定上除かれますが、課税標準となる従業者給与総額には含まれます。

② 免税点判定上の留意事項

役員以外の従業者で年齢65歳以上の者、障害者及び非課税施設に関する従業者を除いて判定します。

ただし、雇用改善助成対象者、課税標準の特例施設に関する従業者及び減免施設に関する従業者は除かれませんので、含めた人数で判定します。

③ 課税標準の算定期間中を通じて従業者数に著しい変動がある事業所等については、各月の末日の従業者数の平均を従業者数とします。

(3) 資産割と従業者割の免税点は、別個に判定します。

資 産 割	従 業 者 割	納 付 税 額
免 税 点 超	免 税 点 超	資産割額と従業者割額の合算額を納付
免 税 点 超	免 税 点 以下	資産割額のみ納付
免 税 点 以下	免 税 点 超	従業者割額のみ納付
免 税 点 以下	免 税 点 以下	納付義務なし

(4) 免税点の判定にあたっては、次のような特例があります。

ア 企業組合又は協業組合（以下「企業組合等」という。）が事業を行う市内の各事業所等のうち、企業組合等の組合員となった際、その者の事業の用に供されていた事業所等であり、かつ、その者がその後引き続きその事業所等で行われる事業の主宰者として企業組合等の事業に従事しているもの、その他これに準ずる一定の事業所等については、企業組合等の事業所等として合算せず、個別に免税点を判定します。

イ 市内の各事業所等のうち、課税標準の算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数のうち最大であるものの数値が、最小であるものの数値の2倍を超える事業所等については、次の算式によって求めた数を当該事業所等の課税標準の算定期間の末日現在の従業者の数とみなします。

$$\text{課税標準の算定期間の末日現在の従業者の数} = \frac{\text{課税標準の算定期間に属する各月の末日における従業者数の合計}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

(5) 免税点以下の申告

市条例により、免税点以下でも市内の事業所等床面積が700㎡超、又は従業者数が70人超の場合は、申告書のみを提出してください。

◎ 事例

○ 免税点の意義

(問) 免税点は基礎控除と考えてよいですか。

(答) 事業所税における免税点の制度は、中小零細事業者の負担を排除するために設けられているものであり、基礎控除の制度ではありません。

したがって、例えば、課税標準の算定期間の末日における事業所床面積が1,500㎡の場合には免税点を超えることとなりますが、この場合、その超えた部分のみではなく、全体の1,500㎡が課税対象となります。

○ 非課税又は課税標準の特例の適用がある場合の免税点の判定について

(問) 免税点の判定において、非課税又は課税標準の特例の適用はどのように取扱いますか。

(答) 免税点の判定にあたっては、非課税規定がもともと法の適用除外を定めたものであることにかんがみ、これら非課税規定の適用を受けた床面積又は従業者数をそれぞれ控除した後の床面積又は従業者数によって免税点の判定を行います。

また、課税標準の特例の対象となるものについては、当該特例規定がもともと負担の軽減を図る趣旨であることから特例規定の適用前の床面積又は従業者数により、免税点の判定を行います。

○ 事業を休止している場合の免税点の判定について

(問) 事業を休止している場合（例えばポーリング場又は工場の一部休止）の当該休止部分に係る床面積は、免税点の判定の基礎となる事業所床面積に含まれますか。

(答) 事業所床面積のうち課税標準の算定期間の末日以前6月以上休止していたと認められる施設に係るものは課税標準に含まれませんが、免税点における扱いは、当該休止部分に係る床面積は判定基礎となる事業所床面積に含まれます。

なお、この場合における休止とは、6月以上継続して休止していることが必要で、断続的な休止（季節的休止）は含まれません。

6 非課税

(1) 非課税の範囲

事業所税には、事業を行う者の人格に着目して非課税とする**人的非課税**と、施設の用途に着目して非課税とする**用途非課税**があります。(Ⅱ事業所税の非課税参照)

なお、**用途非課税**については、**直接非課税の用に供される施設のみが非課税対象**となります。

(2) 非課税の適用

① 非課税の判定

非課税規定の適用をうけるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。なお、算定期間の中途において事業所等を廃止した場合の非課税判定は、その廃止の直前の現況により行います。

② 公益法人等が収益事業と収益事業以外の事業とを併せ行う場合

公益法人等が収益事業と収益事業以外の事業とを併せ行う事業所等の事業所床面積若しくは従業者給与総額のうち非課税規定の適用を受けるものと受けないものとを区別することができないときは、法人税法施行令第6条の規定による区分経理の方法に基づき、それぞれ非課税規定の適用を受けるものを算定します。

③ 非課税規定の適用を受ける事業と受けない事業に従事する従業者がいる場合

非課税規定の適用を受ける事業と受けない事業に従事した従業者に関する課税標準となるべき従

業者給与総額の算定は、それぞれの事業に従事した分量に応じてその者の給与等の額をあん分します。ただし、従事した分量が明らかでない場合は、均等に従事したものとして計算します。

7 課税標準の特例

(1) 課税標準の特例

事業所税には課税標準の特例があり、各号の規定に応じて、一定の割合が課税標準から控除されます。(Ⅲ事業所税の課税標準の特例参照)

(2) 課税標準の特例の範囲

① 課税標準の特例の判定

課税標準の特例の適用を受けるものであるかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。なお、算定期間の中途において事業所等を廃止した場合の課税標準の特例の判定は、その廃止の直前の現況により行います。

② 課税標準の特例の適用を受ける事業と受けない事業を併せ行う場合

課税標準の特例の適用を受ける事業と受けない事業を併せ行う場合の従業者給与総額の算定については、非課税と同様の方法で行います。

③ 課税標準の特例規定のうち2以上の規定に重複して該当する場合

※課税標準の特例規定のうち2以上の規定に重複して該当する場合は、次の順序に従い適用します。

適用順位	適用条項
1	地方税法第701条の41第1項
2	地方税法第701条の41第2項

- * 適用順位に従い一の規定の適用後の課税標準を基礎として、順次、次の規定が適用されます。
- * 地方税法第701条の41第1項の表各号の重複適用は行いません。

8 減免

(1) 減免の範囲

相模原市においては、一定の施設について減免措置を講じています。(Ⅳ事業所税の減免)

(2) 減免の適用

① 減免の申請

減免を受けようとする場合は、事業所税の申告納付期限までに「事業所税減免申請書」に減免を受けようとする事由を証する書類を添付して提出してください。

② 減免の判定

減免の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。なお、算定期間の中途において事業所等を廃止した場合の減免の判定についても非課税、課税標準の特例と同様の方法で行います。

9 みなし共同事業

(1) 概要

事業主が下記の(4)「特殊関係者の範囲」に掲げる一定の特殊関係者を有している場合、当該事業主は「特殊関係者を有する者」となります。その特殊関係者の事業が事業主(特殊関係者を有する者)と「同一家屋内」で行われている場合、当該特殊関係者が行う事業は、事業主(特殊関係者を有する者)との共同事業とみなされ、事業主と特殊関係者が連帯して納税義務を負います。

(2) 免税点の範囲

特殊関係者を有する者の免税点判定は、事業主（特殊関係者を有する者）が単独で行っている事業所等床面積又は従業者数を「合算」して行います。したがって、自己の事業所等のみでは免税点を超えない場合でも、特殊関係者を有する場合には免税点を超え、課税となることがありますのでご注意ください。

このように特殊関係者を有する者の免税点の判定について、特別の規定が設けられているのは、事業の分野又は系列化している場合において、経営形態が異なるという理由のみによって税負担に不均衡が生じないようにしたものです。

(3) 課税標準の範囲

特殊関係者を有することにより共同事業とみなされる事業がある場合でも、特殊関係者を有する者及び特殊関係者の課税標準は、それぞれ単独で行っている自己の事業所等床面積又は従業者給与総額だけが課税の対象となります。

(4) 特殊関係者の範囲

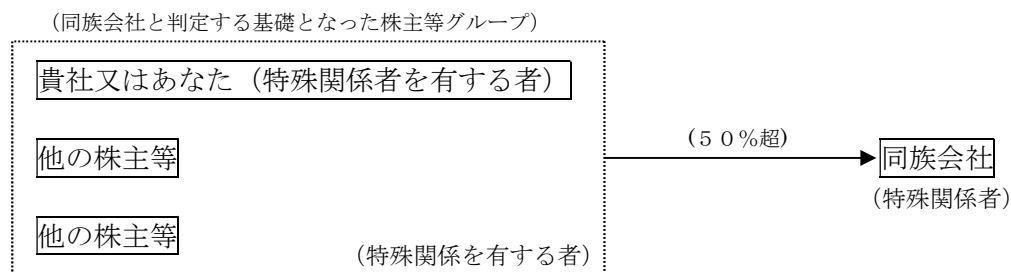
特殊関係者とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

『特殊関係者となる個人』

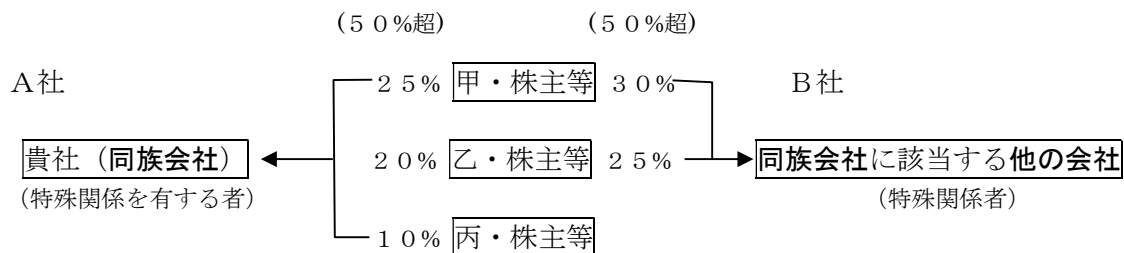
- ① 特殊関係者を有する者であるかどうかの判定をすべき者（以下「判定対象者」）の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹
- ② ①に掲げる以外の判定対象者の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族）で、
 - ア) 判定対象者と生計を一にするもの
 - イ) 判定対象者から受ける金銭等により生計を維持しているもの
- ③ ①②に掲げるもの以外の判定対象者の使用人、友人、縁故者等で判定対象者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの
- ④ ①②に掲げるもの以外で、
 - ア) 判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供して生計を維持させているもの
 - イ) 上記アの者と①～③までのいずれかに該当する関係があるもの
- ⑤ 判定対象者が同族会社である場合で、
 - ア) 同族会社の判定の基礎となった株主または社員である個人
 - イ) 上記アの者と①～④までのいずれかに該当する関係がある個人

『特殊関係者となる法人』

- ① 判定対象者を判定の基礎として同族会社【注①】に該当する会社



② 判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主または社員（これらの者と①～④に該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む）の全部または一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社



- 1) A社を判定対象者としたとき、B社は特殊関係者である
- 2) B社を判定対象者としたとき、B社を同族会社として判定する基礎となった株主の甲・乙だけではA社の株式等の50%を超えないことから、A社はB社の特殊関係者とはならない。

【注①】 同族会社とは法人税法第2条第1項10号に規定する同族会社を言います。具体的には会社の株主等（その会社が自己の株式または出資を有する場合のその会社を除く）の3人以下並びに同法施行令第4条に掲げる同属関係者が有する株式の総数または出資金額（その会社が有する自己の株式または出資を除く）が50%を超える会社をいいます。

※ 特殊関係を有する者であるかどうか、及び特殊関係者であるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況で行います。

10 税額の算出（事業所税の税額は、次のように算定されます）

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{税 額}} = \underbrace{\boxed{\text{資産割の課税標準となる事業所床面積}} \times \boxed{600\text{円}}}_{\text{資産割額 (1円単位まで算出)}} + \underbrace{\boxed{\text{従業者割の課税標準となる従業者給与総額}} \times \boxed{0.25/100}}_{\text{従業者割額 (1円単位まで算出)}}
 \end{array}$$

（注）税額端数整理

- ① 事業所床面積 . . . 1平方メートルの100分の1未満切捨て
- ② 資産割額 . . . 1円未満切捨て（44号様式⑩で切捨てます）
- ③ 従業者給与総額等 . . . 1円未満切捨て（44号様式⑫⑬⑭で切捨てます）
- ④ 課税標準となる従業者給与総額 . . . 1,000円未満切捨て（44号様式⑮で切捨てます）
- ⑤ 従業者割額 . . . 1円未満切捨て（44号様式⑰で切捨てます）
- ⑥ 税 額 . . . 100円未満切捨て（44号様式⑱(⑩+⑮)⑲(⑪+⑰)で切捨てます）

↑ここで端数処理を行います。

Ⅱ 事業所税の非課税

事業所税の非課税は、人的非課税と用途による非課税に分けられます。人的非課税としては、国、公共法人及び公益法人（収益事業を除く。）等があり、これらはいずれも営利を目的とするものではないので非課税とされています。また、用途による非課税としては、農林漁業の生産の用に供される施設、福利厚生施設、都市施設で一般的に地方公共団体が運営するものと同種のもので非課税とされています。

1 人的非課税（事業所税は、次の者には課税されません）

（1）国、非課税独立行政法人及び非課税地方独立行政法人並びに公共法人

（例）国、地方公共団体、株式会社日本政策金融公庫 等 【法人税法別表第一 公共法人の表】

（2）公益法人等又は人格のない社団等

（ただし、収益事業に係る部分については非課税にはなりません・・・法第701条の34第2項）

（例）非営利型一般社団法人、非営利型一般財団法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人、商工会議所、税理士会 等 【法人税法別表第二 公益法人等の表】

2 用途非課税（事業所税は、次の用途に供される施設には課税されません）

（1）都市施設で一般的に地方公共団体が運営するものと同種のもの（地方税法第701条の34第3項）

号	区 分	資産割	従業者割	例
3	博物館、図書館、幼稚園	○	○	博物館法第2条第1項に規定する博物館、図書館法第2条第1項に規定する図書館、学校教育法附則第6条の規定により設置された幼稚園
4	公衆浴場（物価統制令に基づき知事が入浴料金を定めるもの）	○	○	公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場
5	と畜場	○	○	と畜場法第3条第2項に規定すると畜場
6	死亡獣畜取扱場	○	○	化製場等に関する法律第1条第3項に規定する死亡獣畜取扱場
7	水道施設	○	○	水道法第3条第8項の水道施設
8	一般廃棄物の収集・運搬又は処分の事業の用に供する一定の施設	○	○	市長の許可もしくは環境大臣の認定、又は市の委託を受けて行う施設
9	病院及び診療所、介護老人保健施設並びに医療関係者の養成所	○	○	医療法に規定する病院及び診療所、介護保険に規定する介護老人保健施設（医療法人が開設するもの）及び介護医療院（医療法人が設置するもの）並びに看護師等医療関係者の養成所
10	保護施設	○	○	生活保護法に規定する救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設
10 の2	小規模保育事業施設	○	○	児童福祉法に規定する小規模保育事業施設
10 の3	児童福祉施設	○	○	児童福祉法に規定する助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター

10 の4	認定こども園	○	○	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園
10 の5	老人福祉施設	○	○	老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター (有料老人ホームは含まれません) ※注1
10 の6	障害者支援施設	○	○	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設
10 の7	社会福祉事業施設	○	○	社会福祉法に掲げる助葬を行う事業、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業等
10 の8	包括的支援事業施設	○	○	介護保険法に規定する包括的支援事業施設
10 の9	家庭的保育事業施設、居宅訪問型保育事業施設、事業所内保育事業施設	○	○	児童福祉法に規定する家庭的保育事業施設、居宅訪問型保育事業施設、事業所内保育事業施設
11	農林漁業を営む者が直接生産の用に供する一定の施設	○	○	農作物育成管理用施設、蚕室、畜舎、家畜飼養管理用施設、農舎、農産物乾燥施設、農業生産資材貯蔵施設、たい肥舎、サイロ、きのこ栽培施設
12	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合、農事組合法人、農業協同組合連合会、生産森林組合、森林組合連合会が農林水産業者の共同利用に供する一定の施設	○	○	生産の用に供する共同利用施設、国の補助等を受けて設置された保管・加工又は流通の用に供する施設、農林水産業者の研修のための施設、農林水産業に関する試験研究施設
13	削除	○	○	
14	卸売市場及びその機能補完施設	○	○	卸売市場法に規定する卸売市場及びその機能を補完する施設
15	削除			

16	一般送配電事業、送電事業、配電事業、発電事業又は特定卸供給事業の用に供する一定の施設	○	○	電気事業法に規定する電気工作物及びその保安施設
17	ガス事業法に規定する一般ガス導管事業又はガス製造事業の用に供する一定の施設	○	○	ガス事業法に規定するガス工作物及びその保安施設
18	中小企業基盤整備機構法に規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業を行う者が、都道府県又は中小企業基盤整備機構から資金の貸付けを受けて設置する一定の施設（※STEP50は該当しません。）	○	○	中小企業基盤整備機構法施行令に掲げる共同化事業、集団化事業、経営合理化事業で整備された工場、研究施設、情報サービスを行う事業場、店舗、倉庫、共同施設
19	総合特別区域法に規定する国際戦略総合特区又は地域活性化総合特区で中小企業が市町村から資金の貸付けを受けて設置する一定の施設	○	○	工場、研究施設、情報サービス業を行う事業場、店舗、倉庫、共同施設
20	鉄道事業法に規定する鉄道事業者又は軌道法に規定する軌道経営者がその本来の事業の用に供する一定の施設	○	○	事務所、発電施設以外の施設（営業所、停車場、停留所、運転指令所、車庫、変電所等）
21	一般自動車運送事業又は通運事業の用に供する施設が本来の事業の用に供する施設 ※注2	○	○	事務所以外の施設（営業所、案内所、出札所、待合室、車庫、洗車場等）
22	自動車ターミナル法に規定するバスターミナル又はトラックターミナルの用に供する一定の施設	○	○	事務所以外の施設（誘導車路、操車場所、停留場所、駐車場、給油所等）
23	国際路線に就航する航空機が使用する公共の飛行場に設置される一定の施設	○	○	格納庫、運航管理施設等
24	電気通信事業法に規定する電気通信役務を営む者が事業の用に供する一定の施設	○	○	事務所、研究施設、研修施設以外の施設
25	民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する一定の施設	○	○	信書便物の引受け及び配達の用に供する施設、信書便物の送達の用に供する施設
25の2	日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法に掲げる業務の用に供する一定の施設	○	○	郵便物の送達、郵便切手類の販売又は印紙の売りさばき、郵便窓口業務に供する施設
26	勤労者の福利厚生施設（事業主が雇用する勤労者等の利用に供するための施設）※注3	○	○	事業主が従業者の慰安、娯楽等の便宜を図るため設置された施設
27	路外駐車場（道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設）※注4	○	○	都市計画において定められたもの、駐車場法の規定による届出に係るもの等その利用について何ら制限がなく一般に公開され不特定多数の自由な利用に供される駐車場
28	一般公共の用に供する自転車駐車場	○	○	道路交通法に規定する原動機付自転車及び自転車の駐車場が都市計画に定められたもの
29	東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱又は本州四国連絡高速道路㈱が高速道路株式会社法に規定する事業の用に供する一定の施設	○	○	事務所以外の施設

※注1 有料老人ホーム

原則課税となりますが、居室部分の床面積については資産割の課税対象外となる場合があります。

また、食堂や浴室、エレベーター、廊下等についても、利用実態に応じて課税対象外となる場合がありますので、担当者までご相談ください。

※注2 一般自動車運送事業又は通運事業の用に供する施設

次の表に掲げる事業を営業者がその本来の事業の用に供する施設で事務所以外の施設

非課税に該当する事業	一般自動車運送事業のうち非課税に該当しない事業
(1) 一般乗合旅客自動車運送事業 (2) 一般貨物自動車運送事業 (3) 鉄道運送事業者の行う貨物運送取扱事業 (4) 航空運送事業者の行う貨物運送取扱事業 (自動車によるものに限る)	(1) 一般貸切旅客自動車運送事業 (2) 一般乗用旅客自動車運送事業

※注3 勤労者の福利厚生施設

福利厚生施設は、直接企業の事業活動の用に供されるものでなく、事業活動の実態を表す外形標準とすることが必ずしも事業所税の趣旨及び性格から見て適当と考えられないことから非課税とされません。

したがって、福利厚生施設であるか否かは、その施設が従業員の慰安、娯楽等の便宜を図るために設置されたものか、事業活動を遂行するために設けられたものかにより判定し、いずれも壁で区画された空間のみが非課税となり、業務と兼用で使用される場合も非課税には該当しません。

非課税に該当する例	非課税に該当しない例
体育館、売店、食堂、娯楽室、診療室、理髪室 更衣室（制服着用義務なし）	研修室、会議室、トイレ、自動販売機、通勤自転車 置場、更衣室（制服着用義務あり）
事業活動上必要な施設か専ら従業員の福利厚生のための施設かで判断する例	
浴場、休憩室、仮眠室、宿泊室 等	

※一方、社員寮及び社宅はそもそも事業所用家屋ではないので、事業所税の対象とはなりません。

※注4 路外駐車場

道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設で、次に該当するものが対象となります。

- 一般公共の用に供されるもの（時間貸し等により不特定多数の者に利用させるもの）
- 駐車場において夜間は月極貸しを行い、昼間は時間貸しにより一般公共の用に供されている駐車部分
(注) 駐車場の全部又は一部において、駐車部分を特定し月極貸しを行っている場合その駐車部分は除きます。(当該駐車部分については、駐車場経営者の事業所となります。)

(2) **特定防火対象物に設置される消防用設備等及び避難施設等** (地方税法第701条の34第4項)

消防法第17条第1項に規定する防火対象物のうち多数の者が出入りするものとして地方税法施行令第56条の43第1項で定める防火対象物(以下「特定防火対象物」という。)に設置される消防用設備等及び避難施設等を言います。

この場合における特定防火対象物の範囲は(ア)に、消防用設備等は(イ)に、避難施設等は(ウ)に掲げるとおりです。

なお、非課税の対象となるのは(ア)に掲げる特定防火対象物に設置される消防用設備等及び避難施設等に限られますので、消防用設備等及び避難施設等が事業所用家屋に設置されていても、当該事業所用家屋が(ア)に掲げる特定防火対象物に該当しない場合は、非課税の適用はありません。

(ア) **特定防火対象物の範囲** (消防法施行令別表第1より抜粋)

		建 物 の 用 途
1	(イ)	劇場、映画館、演芸場又は観覧場
	(ロ)	公会堂又は集会場
2	(イ)	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの
	(ロ)	遊技場又はダンスホール
	(ハ)	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗その他これに類するものとして総務省令で定めるもの
	(ニ)	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
3	(イ)	待合、料理店その他これらに類するもの
	(ロ)	飲食店
4		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
5	(イ)	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
	(イ)	病院、診療所又は助産所
	(ロ)	老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、老人短期入所事業施設、小規模多機能型居宅介護事業施設、認知症対応型老人共同生活援助事業施設、救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設、障害者総合支援法短期入所及び共同生活援助施設
6	(ハ)	老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム、老人デイサービス事業施設、小規模多機能型居宅介護事業施設、更生施設、助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法一時預かり事業及び家庭的保育事業施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童発達支援及び放課後等デイサービス施設、身体障害者福祉センター、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害者総合支援法の生活介護・短期入所・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助施設
	(ニ)	幼稚園又は特別支援学校
9	(イ)	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
16	(イ)	複合用途防火対象物のうち、その一部が1から4、5(イ)、6、9(イ)に掲げる防火対象物の用途に供されているもの
16	の2	地下街
16	の3	建築物の地階(16の2に掲げるものの各階を除く)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの

(イ) 消防用設備等 (次に掲げる設備等で、消防法の技術上の基準に適合するもの)

区 分	内 容	割合
消火設備	1. 消火器及び簡易消火用具 イ 水バケツ ロ 水槽 ハ 乾燥砂 二 膨張ひる石または膨張真珠岩 2. 屋内消火栓設備 3. スプリンクラー設備 4. 水噴霧消火設備 5. 泡消火設備 6. 不活性ガス消火設備 7. ハロゲン化物消火設備 8. 粉末消火設備 9. 屋外消火栓設備 10. 動力消防ポンプ設備	全部
警報設備	1. 自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備 2. 漏電火災警報器 3. 消防機関へ通報する火災報知設備 4. 警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレンその他の非常警報器具及び次に掲げる非常警報設備 イ 非常ベル ロ 自動式サイレン ハ 放送設備	全部
避難設備	1. すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋その他の避難器具 2. 誘導灯及び誘導標識	全部
消防用水	防火水槽またはこれに代わる貯水池その他の用水	全部
消防活動上必要な施設	排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常コンセント設備及び無線通信補助設備	全部

(ウ) 避難施設等 (次に掲げる施設又は設備で、建築基準法もしくはこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合するもの)

区 分	施 設 等		割 合
建築基準法第35条に規定する施設または設備のうち右に掲げるもの	イ	<ul style="list-style-type: none"> ・階段（避難階段または特別避難階段に限る） ・排煙設備（附置される予備電源を含む） ・非常用の照明装置（これに附置される予備電源を含む） ・進入口（バルコニーを含む） 	全部
	ロ	<ul style="list-style-type: none"> ・廊下 ・階段（避難階（直接地上へ通ずる出入口のある階）又は地上へ通ずる直通階段（避難階段等を除くものとし、傾斜路を含む）に限る） ・避難路における屋外への出入口 	1/2
建築基準法施行令第20条の2第2号に規定する中央管理室のうち、右に掲げる設備または装置を設置しているもの	イ	・排煙設備の制御および作動の状態の監視に係る設備	1/2
	ロ	・建築基準法第34条第2項に規定する建築物（高さ31mを超える建築物）にあつては、非常用エレベーターのかごを呼び戻す装置の作動に係る設備および非常用エレベーター内と連絡する電話装置	
	ハ	・消防法施行令第23条第1項の規定の適用がある防火対象物に設置されるものにあつては、同令第7条第3項第3号に規定する消防機関へ通報する火災報知設備を除いた部分	
建築基準法施行令第112条第9項に規定する建築物のうち右に掲げる部分で区画されているもの	<ul style="list-style-type: none"> ・吹き抜けとなっている部分 ・階段の部分 ・昇降機の昇降路の部分 ・ダクトスペースの部分 ・その他これらに類する部分 		1/2
	非常用エレベーター（これに附置される予備電源を含む）		全部
相模原市火災予防条例の規定により設置するもの	イ	・スプリンクラー設備の有効範囲内に設置される避難通路	全部
	ロ	<ul style="list-style-type: none"> ・イに掲げた以外の避難通路 ・条例の規定に基づき設置する喫煙所 	1/2

(注) (イ)の消防用設備等又は(ウ)の避難施設等であっても、その設備等が壁、天井等に埋め込まれ、又は取付けられ、その床面積がない場合は、その設備等が設置された部分は、非課税の対象となりません。

(例；天井に設置されたスプリンクラーヘッドの部分)

※消防法又は建築基準法施行前の建築物等については、従前の規定に適合すれば該当となります。

(3) 港湾運送事業者

区 分	資産割	従業者割	例
港湾運送事業法に規定する港湾事業者がその本来の事業の用に供する一定の施設	—	○	労働者詰所及び現場事務所

(4) その他

- ・ **都道府県農業協同組合中央会の組織変更に伴う事業所税の非課税措置**（地方税法附則第32条の3）
農業協同組合法の改正により農業協同組合中央会から組織変更した農業協同組合連合会のうち、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則の規定により、その名称中に、引き続き農業協同組合中央会という文字を用いることができるものが行う収益事業以外の事業に係る事業所税について、非課税とする措置を講ずる。（令和元年度税制改正）
- ・ **団地型マンションの敷地分割の円滑化における組合の事業実施に係る税制上の所要の措置**
マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴い、敷地分割組合（仮称）を公益法人等とみなして、収益事業以外の事業に係る事業所税について、非課税とする措置を講ずる。（令和2年度税制改正）
- ・ **認可地縁団体の認可要件の見直しに伴う事業所税の非課税措置**
地方自治法の改正により認可地縁団体の認可要件の見直しが行われた後も、引き続き公益法人等とみなして、収益事業以外の事業に係る事業所税について、非課税とする措置を講ずる。（令和3年度税制改正）
- ・ **農水産業協同組合貯金保険機構の業務範囲の見直しに伴う事業所税の非課税措置**
農水産業協同組合貯金保険法の改正により農水産業協同組合貯金保険機構の業務範囲の見直しが行われた後も、引き続き収益事業以外の事業に係る事業所税について、非課税とする措置を講ずる。（令和3年度税制改正）
- ・ **労働者協同組合法の施行等に伴う事業所税の非課税措置**
労働者協同組合法の改正により、剰余金の配当が行われないこと、解散時の残余財産について組合員からの出資額を超える金額が国等又は同種の法人へ帰属すること等が担保された労働者協同組合（以下「特定組合」という。）が創設される場合には、特定組合の行う収益事業以外の事業に係る事業所税について、非課税とする措置を講ずる。（令和4年度税制改正）

3 非課税の判定日 非課税適用の有無は、課税標準の算定期間末日の現況によって判定されます。

Ⅲ 事業所税の課税標準の特例

1 課税標準の特例の控除対象施設

次の表の各号に掲げる施設に係る事業所床面積、従業者給与総額については、それぞれ各号の控除割合を乗じて得た面積又は金額が控除されます。

地方税法第701条の4 1

項	号	対象施設	資産割	従業者割	例
1	1	協同組合等がその本来の事業の用に供する施設	1 / 2	1 / 2	法人税法第2条第7号に規定する協同組合等(農業協同組合、信用金庫、労働者協同組合連合会 等)
1	2	学校教育法に規定する専修学校又は各種学校(学校法人又は私立学校法第64条第4項の法人が設置するものを除く。)において直接教育の用に供する施設	1 / 2	1 / 2	学校教育法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校において直接教育の用に供する施設
1	3	事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための一定の施設	3 / 4	—	※注 1
1	4	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による許可又は認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業その他公害の防止又は資源の有効な利用のための事業に供する一定の施設	3 / 4	1 / 2	※注 2
1	5	家畜取引法に規定する家畜市場	3 / 4	—	家畜取引法第2条第3項に規定する家畜市場
1	6	生鮮食料品の価格安定に資することを目的として設置される一定の施設	3 / 4	—	国の補助等を受けて設置された消費地食肉冷蔵施設
1	7	みそ、しょうゆ若しくは食用酢又は酒類の製造業者が、直接これらの製造の用に供する一定の施設	3 / 4	—	原料処理、仕込、醗酵熟成、火入、調整及び加熱殺菌の各工程に係る施設(包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設を除く)
1	8	木材取引のために開設される市場で一定のもの又は製材、合板の製造その他木材の加工を業とする者で一定のもの若しくは木材の販売を業とする者がその事業の用に供する木材の保管施設で一定のもの	3 / 4	—	木材取引市場、木材保管施設
1	9	旅館業法に規定する旅館・ホテル営業の用に供する一定の施設 (風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に掲げる営業の用に供されるものを除く)	1 / 2	—	客室、食堂(専ら宿泊客の利用に供する施設に限る。)、広間(主として宿泊客以外の者の利用に供する施設を除く。)、ロビー、浴室、厨房、機械室、玄関、玄関帳場、フロント、クローク、配膳室、サービスステーション、便所、階段、昇降機、リネン室、ランドリー室

1	10	港湾法に規定する港湾施設のうち航行補助施設、旅客施設、船舶役務用施設で一定のもの	1 / 2	1 / 2	港務通信施設、旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所、宿泊所、給水施設、給油施設、給炭施設、船舶修理施設、船舶保管施設
1	11	港湾法に規定する港湾施設のうち荷さばき施設、保管施設で一定のもの	3 / 4	1 / 2	上屋、倉庫
1	12	外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設（第1項第11号を除く。）	1 / 2	—	コンテナフレートステーション
1	13	港湾運送事業法に規定する港湾運送事業のうち、一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋（第1項第11号を除く。）	1 / 2	—	港湾区域及び臨港地区外における荷さばき用施設
1	14	倉庫業法に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫（第1項第11号及び18号を除く。）	3 / 4	—	
1	15	道路運送法に規定する一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー業務適正化臨時措置法に規定するタクシー事業に限る。）の用に供する一定の施設	1 / 2	1 / 2	事務所以外の施設（営業所、車庫、点検施設、給油施設、洗車施設等）
1	16	公共の飛行場に設置される一定の施設（国際路線に就航する航空機が使用する施設を除く。）	1 / 2	1 / 2	格納庫、運航管理施設等
1	17	流通業務市街地の整備に関する法律に規定する流通業務地区内に設置される施設で一定のもの（第1項第18号を除く。）	1 / 2	1 / 2	トラックターミナル、倉庫、貯木場、上屋、荷さばき場、自動車車庫等
1	18	流通業務市街地の整備に関する法律に規定する流通業務地区内に設置される倉庫で、倉庫業者がその本来の事業の用に供するもの	3 / 4	1 / 2	
1	19	民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する一定の施設	1 / 2	1 / 2	信書便物の引受け及び配達 の用に供する施設、信書便物の表示・区分・転送・還付・管理の用に供する施設
2		常時雇用する心身障害者（短時間労働者を除く。）の数と重度心身障害者である短時間労働者（以下この項において「短時間労働重度心身障害者」という。）の数を合計した数に心身障害者である短時間労働者（短時間労働重度心身障害者を除く。以下この項において「短時間労働心身障害者」という。）の数に二分の一を乗じて得た数を加算した数が十以上であり、かつ、常時雇用する労働者（短時間労働者を除く。）の総数に短時間労働者の総数に二分の一を乗じて得た数を加算した数に対する常時雇用する心身障害者（短時間労働者を除く。）の数（当該心身障害者のうちに重度心身障害者がある場合には、当該心身障害者の数に当該重度心身障害者の数を加算した数）と短時間労働重度心身障害者の数を合計した数に短時間労働心身障害者の数に二分の一を乗じて得た数を加算した数の割合が二分の一以上である事業所	1 / 2	—	障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金 雇用保険法施行規則第118条の3第1項に規定する助成金 「重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金」 「中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金」

※注1 次の施設が対象になります。ただし、(1)から(6)までは、専ら(おおむね8割以上)公害防止のための施設の用に供される事業所用家屋のみが対象となります。

- (1) 水質汚濁防止法に規定する特定施設又は指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の污水又は廃液の処理施設及び下水道法に規定する公共下水道を使用するものが設置する除害施設で一定のもの
- (2) 大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設及び揮発性有機化合物排出施設から排出される揮発性有機化合物の排出の抑制施設で一定のもの
- (3) 大気汚染防止法附則に規定する指定物質排出施設から排出され、又は飛散する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設で一定のもの
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定するごみ処理施設及び産業廃棄物処理施設で一定のもの
- (5) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に規定する廃油処理施設
- (6) ダイオキシソ類対策特別措置法に規定する特定施設から発生し、又は排出されるダイオキシソ類の処理施設で一定のもの

※注2 次の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設が対象になります。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による許可を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業
- (2) 広域臨海環境整備センター法に規定する業務として行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業
- (3) 浄化槽法の規定による許可を受けて行う浄化槽の清掃の事業
- (4) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定による許可を受けて行う廃油処理事業

地方税法附則 第33条

項	号	対象施設	資産割	従業者割	適用期限
5		特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認計画に基づき、特定農産加工業者等が事業の用に供する一定の施設	1 / 4	—	令和6年6月30日までに終了する事業年度分(法人の事業) ※個人は令和5年分まで
6		児童福祉法に規定する業務を目的とする施設のうち、政府の補助を受ける特定事業所内保育施設(企業内保育施設)	3 / 4	3 / 4	平成29年4月1日から令和7年3月31日までの期間に政府の補助を受けた事業者

2 課税標準の特例の判定日

課税標準の特例の適用があるかどうかは、課税標準の算定期間の末日の現況によって判定されます。

Ⅳ 事業所税の減免

1 減免対象施設 (地方税法701条の57、相模原市市税条例第40条第1項)

次の表の各号に掲げる施設の資産割額及び従業者割額は、各号の割合の減免が受けられます。

減 免 該 当 施 設	減 免 割 合	
	資 産 割	従 業 者 割
(1) 道路交通法第99条第1項の規定により指定を受けた指定自動車教習所 (規則12条第1項第1号)	1/2	1/2
(2) 道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を行う者がその本来の事業の用に供する施設 (当該者がその本来の事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法第1条に規定する学校 (大学を除く。) 又は同法第124条に規定する専修学校がその生徒、児童又は園児のために行う旅行の用に供した場合に限る。) (※一定割合とは、当該旅行に係るバスの走行キロメートル数の合計数を当該者の本来の事業に係るバスの総走行キロメートル数の合計数で除したものの2分の1) (規則12条第1項第2号)	一定 割合	一定 割合
(3) 酒税法第9条第1項に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫 (規則12条第1項第3号)	1/2	*
(4) ねん糸及びかさ高加工糸の製造を専業で行う者、織物及び綿の製造を行う者並びに機械染色整理の事業を行う者で中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者に該当するものが、原材料又は製品の保管 (織物の製造を行うものにあつては、製造の準備を含む。) の用に供する施設 (規則12条第1項第4号)	1/2	*
(5) 農業協同組合及び農業協同組合連合会が農産業者の共同利用に供する施設 (法第701条の34第3項第12号に掲げる施設並びに購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設及びこれらに類する施設を除く。) (規則12条第1項第5号)	全額	全額
(6) 旧中小企業振興事業団法の施行前において中小企業近代化資金等助成法に基づく貸付けを受けて設置された施設で、法第701条の34第3項第18号に規定する事業に相当する事業を行う者が当該事業の用に供する同号に掲げる施設に相当するもの (規則12条第1項第6号)	全額	全額
(7) 地方税法第701条の41第1項の表の第14号に掲げる倉庫で倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者 (市の区域内に有する当該倉庫に係る事業所床面積の合計面積が3万平方メートル未満である者に限る。) がその本来の事業の用に供するもの (規則12条第1項第7号)	全額	全額
(8) 地方税法第701条の41第1項の表の第15号に掲げる施設で当該施設に係る事業を行う者 (市の区域内に有するタクシーの台数が250台以下である者に限る。) が当該事業の用に供するもの (規則12条第1項第8号)	全額	全額
(9) 果実飲料の日本農林規格第1条の規定による果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格第2条の規定による炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫 (延べ面積3,000平方メートル以下に限る。) (規則12条第1項第9号)	1/2	*
(10) 家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が、製品又は商品の保管のために要する施設 (規則12条第1項第10号)	1/2	*
(11) ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者 (規則12条第1項第11号)	*	全額
(12) 野菜又は果実 (梅に限る。) の漬物の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち、包装、瓶詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設 (規則12条第1項第12号)	3/4	*
(13) 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理を行う公の施設 (規則12条第1項第13号)	全額	全額
(14) 古紙の回収の事業を行う者が当該事業の用に供する施設 (規則12条第1項第14号)	1/2	*

2 減免の判定日 減免の適用は、課税標準の算定期日の末日の現況によって判定されます。

3 減免の申請 減免を受けようとする場合は、納期限までに減免申請書にその減免を受けようとする事由を記載の上、その事由を証明する書類を添付して申請する必要があります。

※減免は、各公共団体の実情に応じて条例等で定めております。認定の際には調査等を行いますのでご協力をお願いいたします。

V 事業所税の申告と納付

1 申告・納付方法

(1) 事業所税に係る申告書等一覧

事業所税の申告には、納付申告、免税点以下申告等の申告があります。それぞれの申告のあらまは、下表のとおりです。

申告区分	申告義務者	要件	申告(納付)期限 注(1)	申告書類
事業所税の納付申告	事業を行う者	相模原市内に所在する事業所等の合計床面積が1,000㎡を超える場合又は合計従業者数が100人を超える場合(非課税部分を除く)	(法人) 事業年度終了の日から2月以内 (個人) 注(2) 翌年3月15日まで ※ 申告納付期限の延長の制度はありません。	(必須書類) ・ 申告書 (第44号様式) ・ 事業所等明細書 (任意書類) ・ 非課税明細書 ・ 課税標準の特例明細書 ・ 共有部分の計算書 ・ 図面、求積表等
事業所税の免税点以下申告(申告のみ)	同上	相模原市内に所在する事業所等の合計床面積が700㎡を超え1000㎡以下場合又は合計従業者数が70人を超え100人以下場合(非課税部分を除く)	同上	同上
事業所等の新設・廃止申告	同上	事業所等を新設又は廃止した場合	新設又は廃止した日から1月以内	事業所等の新設・廃止申告書
事業所用家屋の貸付申告	事業所用家屋の貸付を行う者	事業所用家屋の全部又は一部を新たに貸し付けた場合。また、申告した事項に異動が生じた場合	貸し付けを行った日あるいは異動が生じた日の翌月の末日	事業所用家屋の貸付申告書

注(1) 申告(納付)期限が、土曜日、日曜日、祝日又は12月29日～1月3日に該当するときは、これらの日の翌日とその期限になります。なお、申告書が郵便又は信書便により提出された時は、通信日付印により表示された日に提出されたものとみなされます。(信書便以外の宅配便等で申告書を送ることはできません。)

注(2) 個人が年途中で事業を廃止した場合は当該廃止の日より1月以内、その廃止が納税義務者の死亡による場合は4月以内です。

※ 平成28年1月1日以後に開始する課税標準の算定期間に係る申告については、事業所税申告書、事業所等明細書、非課税明細書、課税標準の特例明細書、共用部分の計算書に社会保障・税番号制度に係る個人番号又は法人番号を記載することとされました。そのため、平成28年1月1日以後に開始する課税標準の算定期間に係る申告の際には、個人番号又は法人番号を記載してください。このとき、個人番号を記載した申告書を納税義務者が提出する場合には、身元確認書類及び番号確認書類を添付してください。また、個人番号を記載した申告書を代理人が提出する場合には、納税義務者の番号確認書類及び代理人の身元確認書類、代理権限確認資料を添付してください。

(2) 事業所税の申告書等の入手方法

申告書等は相模原市役所市民税課（P.30）で配布しております。また、下記の様式は、相模原市ホームページ（<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/zeikin/jigyosho/index.html>）の各種様式からも印刷できます。

※ 下記の様式以外の申告書（市税減免申請書及び更正の請求書等）は、相模原市ホームページで入手できないため、相模原市役所市民税課（P.30）へお問い合わせください。

<ホームページから取得できる様式一覧>

申告書	第 44 号様式
事業所等明細書	第 44 号様式別表 1
非課税明細書	第 44 号様式別表 2
課税標準の特例明細書	第 44 号様式別表 3
共用部分の計算書	第 44 号様式別表 4
事業所税納付書	第 92 号様式
事業所等の新設・廃止申告書	第 93 号様式
事業所用家屋の貸付申告書	第 94 号様式

(3) 事業所税の申告と納付方法

<窓口による場合>

申告書等を窓口により提出される場合は、市役所市民税課、緑区・南区の各市税事務所、城山・津久井・相模湖・藤野各まちづくりセンターへお越しください。市役所市民税課の所在地等は P.30 をご覧ください。

また、納付につきましては、所定の納付書に住所・所在地、氏名・名称及び税額等を記載のうえ、相模原市の指定金融機関等（納付書裏面に記載されています。）で納付をお願いします。

<郵送による場合>

申告書等を郵送により提出される場合は、相模原市役所市民税課事業所税担当宛にお願いします。所在地等は P.30 をご覧ください。納付方法につきましては、窓口による申告の場合と同様です。

※ 「控え」の取り扱いにつきまして、切手を貼付した返信用封筒が同封されていないときは、「控え」をお返しできませんのでご了承ください。

<インターネットによる場合>

地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を通じて、インターネットを利用した電子申告・申請、電子納税が利用できます。詳しくは、eLTAX ホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

(4) 事業所税の修正申告、更正の請求について

ア 修正申告

すでに確定した課税標準額又は税額が過少であったため不足額が生じることとなる場合は、遅滞なく、「修正申告書」を提出するとともに、その修正により増加した税額を納付してください。

イ 更正の請求

申告書（修正申告書を含む。）に記載した課税標準額又は税額の計算が法令の規定に従っていなかったこと又は計算に誤りがあったことにより納付税額が過大である場合は、申告納付期限から5年以内に限り更正の請求ができます。

(5) 現地調査及び税額の決定

事業用家屋の現地調査を行う場合がありますのでご協力をお願いします。また、納税義務者が申告をしない場合は、税額を決定する場合があります。

2 延滞金及び加算金

次の場合、延滞金及び加算金が課されます。

(1) 延滞金

納期ごとの納めるべき税額が、その納期限までに完納されない場合には、納期限の翌日から完納の日までの日数に応じて法に規定された割合で計算した額の延滞金を本税に加算して納付することになります。

(2) 加算金

ア 過少申告加算金

区 分	対象となる税額	加算金の割合
申告書が提出期限までに提出された場合で更正されたとき	更正による不足税額	10%～
修正申告書が提出されたとき	修正申告により増加した税額	

イ 不申告加算金

区 分	対象となる税額	加算金の割合
申告書がその提出期限後に提出された場合又は決定された場合	申告・決定・更正により納付すべき税額	15%～
申告書がその提出期限後に提出された場合においてその後に修正申告書が提出され又は更正された場合		
決定された後において修正申告書が提出され又は更正された場合		

ウ 重加算金

区 分	対象となる税額	加算金の割合
過少申告加算金を徴収する場合	課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、仮装し、かつ、その事実に基づいて申告書又は修正申告書が提出されたとき	35%～
不申告加算金を徴収する場合	課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、仮装し、かつ、その事実に基づいて申告書がその提出期限後に提出され、若しくは修正申告書が提出されたとき	40%～

※ 申告の状況により、加算金割合の適用が異なります。

VI お問い合わせ先

〒252-5277 神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号（第2別館1階）
 相模原市役所 財政局 市民税課 諸税証明班 事業所税担当
 電 話 042-769-8297
 FAX 042-769-7038
 Eメール shiminzei@city.sagamihara.kanagawa.jp

<相模原市ホームページ>

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/zeikin/jigyosho/index.html>